中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中泊町の中小企業の連鎖倒産を防止するとともに、売り上げの減少等により資金繰りが悪化している者であって、青森県経営安定化サポート資金特別融資制度要綱（以下「県要綱」という。）に基づく融資を受けている者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る保証料の補助を行うことにより、中小企業者の経営の安定を図るほか、事業再生の取り組みに資することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、県要綱の２の（４）により、融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

（１）経営安定化サポート資金「災害枠（令和２年新型コロナウイルス感染症）」を利用した者

（２）「セーフティネット保証４号」、「セーフティネット保証５号」「危機関連保証」のいずれかの保証制度を適用した者

（３）融資額が１業者につき３，０００万円以内、かつ融資期間が１０年（うち据置期間２年）以内の者

（４）個人にあっては町内に住所を有する者であって、町内で営業をしている者、法人にあっては町内に法人登記をした事業者。

（５）納税状況の良好な者

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、県要綱に定める信用保証料率によって算出された額において、県による３０％補給後の１/２（小数点以下は切り上げ）に相当する額を町が負担し、補助対象者に補助する。ただし、一業者同一年内の補助上限を５０万円とする。

（補助対象期間）

第４条　補助対象期間は、県要綱に定める次の期間とする。

（１）令和２年３月１３日～令和２年３月３１日

（２）令和２年４月１日～令和３年３月３１日

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）保証料計算書

（２）その他町長が必要と認める書類

２　前項の補助金交付申請書の提出期間は、前条に定めた期間とする。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、補助金の交付の申請があった場合、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に申請する。

（補助金の請求）

第７条　補助金の請求は、中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金請求書（様式第３号）を町長に提出して行うものとする。

（補助金の返還）

第８条　町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）借入保証期間が短縮し、又は借入金額が減少した等の理由により、払い込んだ保証料の返戻が生じたとき。

（２）不正の方法により補助金の交付を受けたとき

（その他）

第９条　この要綱に定めのない事項については、必要に応じて町長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和２年３月１１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

中泊町長　濱　舘　豊　光　殿

住　所

氏　名

中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付申請書

中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金の交付を受けたいので、中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１．交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　円

２．添付書類　　　保証料計算書

様式第２号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

殿

中泊町長　濱　舘　豊　光

中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金については、中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　　金　　　　　　　　　　　円

（支払）

１．振込日　　　　　　年　　月　　日（　）

２．金融機関

３．口座番号

４．口座名義

様式第３号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

中泊町長　濱　舘　豊　光　殿

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金請求書

　中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金交付要綱第６条の規定により、　　年度中泊町経営安定化サポート資金保証料補助金として、下記のと

おり請求します。

請求額　金　　　　　　　　　　円

＜振込先＞

金融機関名

口座番号

口座名義